

令和4年度第2回史跡小田原城跡調査・整備委員会会議録

日 時：令和4年11月17日（木）午後2時から午後4時10分まで

会 場：国登録有形文化財清閑亭

出 席 者：伊藤副委員長、小笠原委員、岡本委員、小沢委員、小出委員、田中委員、
宮内委員、佐藤委員、杉本委員

オブザーバー：神奈川県教育委員会文化遺産課 富永副主幹

事 務 局：鈴木文化部長、小澤文化部副部長、湯浅文化財課長、小林副課長（史跡整備係
長事務取扱）、長谷川副課長（文化財係長事務取扱）、大島主査、土屋主査
経済部小田原城総合管理事務所 岡副所長、相田係長、諏訪間主査
建設部みどり公園課 山崎係長

【開会あいさつ】

【部長あいさつ】

【資料の確認】

【会議の公開について】

【現地視察】

議事

(1) 審議事項 ア 清閑亭の活用に伴う現状変更について（資料1）

事務局：資料1に基づき説明

清閑亭の活用に伴う現状変更について説明する。まず資料1をご覧ください。
ホチキス止めしてある右上に資料1と書いてあるものである。まず、1の経緯とし
て、令和3年3月に清閑亭の利活用にかかる民間提案募集を市で行った。7月にプ
ロポーザルにより、小田原市入生田に本社を置く株式会社 JS フードシステムが採
用された。提案内容は、「食を通じて小田原ならではの文化を発信すると共に、小田
原観光の回遊拠点の1つとして地域連携を図り、持続可能な形で建物を維持保全し
ていくことを目的とする。」というものである。こちらの清閑亭で有料の食事を提供
するという事になっている。この提案が採択されたので、令和3年9月頃から清
閑亭で食事を提供するための改修等の打合せを、文化財課と所管課の文化政策課と
株式会社 JS フードシステムとで断続的に行っている。その中で、先程見ていただ
いた清閑亭の北西に調理室を増築して食事を提供したいという申し出があった。断続
的にその旨の調整も行っていたが、今年度、令和4年5月上旬に、調理室を増築す
る場合の図面を用意し、文化庁へ現状変更申請を提出した。5月中旬に神奈川県を
通じて文化庁から現状変更申請は認めないという連絡があった。それを受けて、6
月に文化庁へ行き、調査官と協議をしたところ、調理室を増築するのであれば、清
閑亭土塁及び清閑亭に関する歴史や保存の方向性をまとめた計画（以下計画と呼ぶ）
を作成するようにとの指示があった。また、更にその計画を史跡小田原城跡調査・

整備委員会の承認を得るようにも指示があった。史跡小田原城跡調査・整備委員会にかける前に案を作り、その案を7月下旬に文化庁へ見せ、8月下旬に文化庁調査官と対面で協議を行った。約1ヶ月後、9月下旬に文化庁から計画案の修正をするよう指示があり、この委員会の前に、11月上旬に修正した計画案を文化庁へ再度提出した。今後の予定は、文化庁から計画案について内諾を得られた段階で、現状変更申請を行い、文化庁から現状変更の許可を得る予定である。現状変更許可の通知を受理した後、清閑亭の改修工事に入る。改修工事終了後、食事を提供する清閑亭として株式会社 JS フードシステムが開業するということになっている。資料2枚目は、清閑亭の平面図で、黄色に塗られたところが先程説明した、左上が調理室を増築するもの、その下の方がトイレを増築するような形の図面になっている。大きく増築するところは、この2か所になる。こちらの冊子、「史跡小田原城跡清閑亭土塁及び国登録有形文化財清閑亭における保存活用について」を簡単に説明する。こちらは第1章と第2章に分かれている。第1章で清閑亭土塁の説明、第2章で国登録有形文化財清閑亭の説明をしている。第1章第1節に小田原城跡の概要を載せている。こちらは史跡小田原城跡保存活用計画で作成されていたので、そこからほぼ転載をしている。その中の一部、第2節で清閑亭土塁のことを詳しく説明している。20頁に清閑亭土塁の概要、歴史等が書いてある。21頁に第3節で史跡小田原城跡の本質的価値について説明している。こちらにも史跡小田原城跡保存活用計画からの転載になる。27の2頁に特に清閑亭土塁の本質的価値ということで、清閑亭土塁に特筆して載せている。28頁には、清閑亭土塁の保護の方針、本質的価値を高める整備と国登録有形文化財清閑亭との共存についてということに記載している。次のページ、28の2頁には、現状変更の取扱基準について載せている。特に文化庁からどのように取り扱いをするのかを載せるよう指示があった。29頁では、清閑亭土塁の整備ということで、今後整備をどのようにしていくのかということ載せている。基本的には史跡小田原城跡保存活用計画で載せているので、それを踏襲する形をとっている。次の30頁のところでは、追加指定の考え方を載せている。今後、清閑亭土塁に付随する堀等が見つかった場合には追加検討することが書かれている。30の2頁については、清閑亭ができた建物の配置から小田原の思いということで、なぜここに清閑亭が建ったのかということ詳しく記述している。第6節、30の3頁は、清閑亭土塁の植栽管理ということで、植栽をどうしていくのかという方針が書かれている。基本、史跡小田原城跡保存活用計画に植栽の整備方針があるので、それに則り、記載されている。

次に第2章では、国登録有形文化財清閑亭の記述である。まず初めに清閑亭の歴史と概要を31頁から掲載し、34頁には清閑亭土塁の関係ということで、清閑亭から見た清閑亭土塁について記載している。35頁の裏頁、35の2頁には、測量図を載せている。平面図、35の3頁は、次のページから始まる断面図、横断面の線の位置を示した図面となっている。次のページ35の4頁と35の5頁については、清閑亭土塁の断面を示している。36頁からは、建築物、庭園の創立の沿革

を記述している。なお、第2章の清閑亭の部分の歴史や建物の概要については、平成24年3月に清閑亭改修計画策定報告書を小田原市教育委員会を出しており、そこから抜粋したものが多し。沿革についても抜粋である。49頁には、この建物そのものの意匠的特質等の概要を示している。それから68頁には、建築物の価値を構成する重要な要素として6個ほど記載している。70頁は、今回の計画で新しく書いた部分であるが、清閑亭の保護についてであり、史跡との共存、建築物の価値の保全、清閑亭及び土塁の維持管理を行うということである。71頁には今後の方針で、保存、保全部分、整備、活用に分けて書いてある。保存、保全部分に関しては、文化財としての価値を守るために保存する部分、整備、活用部分としては、文化財としての価値を意識して、活用、安全、向上のための整備を行う部分と分けている。72頁と73頁において、赤く囲った部分が保存、保全部分、青い部分が整備、活用部分と分けてある。74頁で国登録有形文化財清閑亭の活用ということで、史跡との共存するための活用についての留意点と(3)で活用の方向性、(4)の利活用に際しての増改築の方向性、(5)で利活用の具体策ということで、今回食事を提供する場所としてレストランとしたところで、どのように具体的にやっていくかということを書いている。レストランを開業するにあたり、業者からは給仕をする職員にはNPO法人小田原ガイド協会から小田原城や清閑亭の歴史のレクチャーを受けさせ、お客様にその歴史を披露して、お客様の小田原に対する歴史の見方を深めてもらうようにする。提供するメニューは、小田原の地場産等を積極的に取り入れ、歴史的文化を感じさせるメニューにする。レストランに使用するランチョンマットには小田原城や清閑亭の歴史を掲載し、小田原の歴史がわかるようにする。また小田原伝統工芸品等を使って歴史を感じるおもてなし空間を作る。外から出入りできるトイレは、土塁見学者も利用可能にする。清閑亭内に史跡小田原城跡等のパンフレットやパネル等を設置し、食べる場所というだけでなく、史跡の理解を深める活動もして、歴史、史跡の理解を深める場所としても活用するということを考えている。なお、建造物の歴史的活用については、清閑亭が1番初めの民間提案のものである。その他、小田原市栄町の旧豊島邸、小田原市板橋の皆春荘、小田原市南町の旧松本剛吉別邸が民間活用提案を受けており、プロポーザルを実施し、業者が決まっている。今後、民間活用をしていくという流れになっている。しかし、清閑亭は史跡の上に建っている建物なので、そのため改築等には文化庁の現状変更許可が必要となる。それ以外の歴史的建造物の活用については史跡でないため、特に史跡の制限等はない。今後小田原市としては、皆さまにご審議いただき、概ね了承が得られたら、文化庁と現状変更申請について協議していきたいと考えている。

質疑

事務局：現地視察において、小澤委員から耐火構造は何かという質問があったが、図面等を確認したところ、こちらで言葉をよく分かっておらず、耐火か防火か不確かなところがあり申し訳ないが、基本外側が木造で考えているようである。中は火がまわら

ないようにするとのことである。もし、調理室で火が出た場合、清閑亭本体に火が行かないように防火シャッターをつけると聞いている。

委員：これは木造か。材料が防火仕様になっているのか。

委員：いわゆるモルタル塗りのようなものを考えているのか。

事務局：内部は防火か耐火が言葉の定義が定かではないが、防火か耐火仕様である。

委員：ここで火が出たら、全体に回る可能性があるということが多少気になる。

事務局：そこに関しては、市の建築審査会で審査をしてもらい、許可を得らえるような形で協議を進めていると聞いている。

委員：建築審査会にかかっているというのは、建築基準法の適応除外を受けるという意味か。

事務局：はい。そういうことである。

委員：どういうことか。何条か。

委員：きっとその他条例によるということだと思う。

委員：そういうことか。とても気になる。

委員：基本的なことを聞くが、ここを増築する場合、増築の施工者は誰になるのか。小田原市か、それとも業者になるのか。

事務局：この調理室及びトイレの増築については、業者の株式会社 JS フードシステムが行うことになっている。

委員：利用する業者ということか。

事務局：そうである。

委員：9月に文化庁から計画の修正依頼があったとのことだが、具体的にどこのどの点についての修正依頼だったのか。

事務局：当初、清閑亭の土塁の説明が弱いと言われ、そこをもう少し厚く書くようにというところである。実は今回の計画書の中で、頁にハイフンがついているところがあるが、そこが後から修正して足したところと考えてもらえればと思う。

委員：資料1で書いてある7月下旬に計画案を提出しや計画案を修正したということだが、計画案はどれのことか。

事務局：これが計画案になる。

委員：ここに書いてあること、先程の土塁部分が弱いということだが、最後の活用についてのあたりで、建物を準防火仕様にする等、そのような記述は全くないのか。

事務局：建物、清閑亭自身に手を加えるというような予定はない。

委員：増築部分をどのような構造にするか、その時に火災の危険性等、そのようなことに関して何らかのコメントがあってもよいのではないか。それはどこかにあるか。

事務局：それについての記述はないので、載せるように修正する。

委員：結構気になることであり、増築する新しい部分は、火を扱う訳だから、他から火をもらうというよりもそこから火が出るという可能性があるわけである。外側の防火仕様というよりも内側の問題をきちんとやっておかないといけないと思う。清閑亭本体が、もし何かあった時に本当になくなる、焼けてしまうというあたりがとて

も心配である。そこをきちんと示しておかないといけない。必要な修正を行っているようにはあまりみえない。それから、もう1つは、75頁にも書いてあることであるが、75頁の一番上の方に当初、住宅として建てられたと書いてあるので、住宅にふさわしい構えをもっていた建物である。昔、私はここの調査をしたことがあるのだが、その時も利活用を考えた。その時に、やはりこの問題が結構あった。清閑亭にもものすごくたくさんの人、50名、100名の人が集まって、何かをやるといような場所ではないという話をした覚えがある。やはり、ここに書いてある価値を逸脱した整備は行わないということは、一定以上の密度の高い利用というのはなるべく避けようということをおぼろげに皆がわかっているといけない。何が起きるかわからないから。もちろん、事業者の提案は必ずしもそうではなく、たくさんの人たちに来てもらいたいということかもしれないが、そこは少し文化財として清閑亭の出来てきた経緯や過去の使われ方を考えた上で、適切な利用をするということをもう一度きちんと確認しておきたいと思う。

事務局：業者もレストランをやって、確かにぎゅうぎゅう詰めにするということは考えていなかったと思う。この建物の雰囲気を活かして、お客様にお食事を提供し、小田原の歴史及び食を楽しんで理解していただくようにしていきたいと言っている。密度がどのくらい高いか低いかわからないという問題はありますが、レストランで食事を提供する時のこの建物にふさわしい人数を業者に伝えて、理解してもらいたい。

委員：念のために言えば、住宅だから床の荷重等は、大勢の人たちがどっと入ってくるようなことは元々想定されていないと思う。その辺が大丈夫ならよいが、考えておかないといけない要素であると思う。

事務局：承知した。

副委員長：この5～6室が全部レストランになるのか。蔵がカフェテリアになると言っていたが。

事務局：建物全体をレストランとして活用すると聞いている。

委員：今、指摘があったところは、75頁にも住宅として建てられたと書いてあるし、もう1箇所、同じ記述、住宅として建てられたと70頁にもある。住宅でなくてレストランというのは、別の役割というか、私は受け止めづらい。だから、このような判断からすれば、レストランという時点でアウトだと思う。図面を見ると、この浅野や黒田がここは食事をする場所として使った、ここはくつろいだ場所ということをおぼろげに、ここは食事を提供する場にするとか、ここは休憩して庭を眺めてもらうとか、そういった説明でもっていったら良いのではないかと提案したが、どうも住宅ということが変わっていないし、図面も変わっていないので、初めからレストランの間取りの計画というのは、問題があると感じる。

事務局：こちらの建物等を保全するためには、それなりの費用がかかるというところで、民間の活力を利用しながら、売り上げの一部をこちらの建物の維持修繕に使っていく、それから土塁の維持管理にも使っていくというところで、利益を生み出しながらと考えると、それなりのレストランの座席数が必要となると聞いている。だから、こ

こは食事をする場所だったから、ここで食事をする、他のところは使わないということは、レストランをやっていく上では厳しいかなと思う。

委員：70頁の維持管理に充てるというところで、営業利益の一部をとというのは、具体的にはどのような計算で充てるのか。もし、レストランが撤退した場合に、増改築した部分はどのような扱いになるのか。

事務局：契約としては、10年間を利活用してもらうという契約となっている。営業利益の一部、10%ほどをこちらの方に充てると聞いている。それとは別に、この建物を市が貸し出すところで、まだお答えできないが、月に云十万円ほど、納めるということになっている。それも一部、こちらの維持修繕、土塁の維持管理に充てると聞いている。こちらの建物を改修した後につきましては、そこまで手持ちに資料がないため、申し訳ないがお答えできない。

委員：ここを全室レストランに使用した場合、レストランの使用の仕方だが、畳に座るような昔の宴会場形式のレストランにするのか、あるいは、テーブル、椅子でセットして迎えるということになるのか。その場合、清閑亭を見学に来て、この建物の本来の姿を評価しようとする人たちに対する文化財的な視点の提供というのは、どうということになるのか。どちらに重点を置くような形になるのか。そこはなかなか難しいところだと思う。清閑亭の屋敷を見にいったが、なぜか料理屋みたいになってしまって、何かよくわからないというクレームは無きにしもあらずではある。

事務局：業者の方も全く小田原に関係がないわけではない。地産地消なり、歴史を感じさせるメニューなりを提供すると言っている。来た方に対し、先程も言った通り、小田原の歴史が書いてあるランチョンマットを置き、食事を待つ間にそれを見ていただく等、建物や史跡小田原城跡の歴史がわかるような形を食事にプラスして提供すると言っている。清閑亭を見に来てがっかりだとならないように業者も考えると思う。

委員：今、建物の話に集中しているが、本当は土塁の方が文化庁の方からクレームがついた話なのか。土塁が国指定史跡であり、上は登録有形文化財、下は国指定史跡だから。建物の話を1つして、その後、土塁の話をしたい。建物については、少なくとも70頁で、その本来の使い方や価値を逸脱した改築は行わないと書いてある。これはぜひ守ってもらわないといけないし、建物は市の所有だから大家なので、改築に関しては、きちんとガイドラインを設け、厳しくしてもらいたい。ところで、資料1の平面図を見ると、今、私たちがいるこの部屋の、この押し入れがない状態になっている。この押し入れもないし、その杉戸もない。押し入れの奥行のところまでが部屋が広がっていて、そこまでテーブルが置いてあるという状態になっている。これは容認するのか。

事務局：登録有形文化財としての活用に向けての許容範囲内である。

委員：それは承知しているが、外観という話なのでは。その戸を取っただけではできないのか。その戸だけを取っただけでは使えるわけではないから、当然、押し入れの棚もみんな取るわけなのか。それを室内として使うからには、内装等をしない限り使えない。そうなるとかかなりの大改造となるが、それは登録有形文化財としての規定

ではなく、市として貸し出す時の規定では合致している、この建物の本来の使い方や価値を逸脱した改築を行わないという要綱に合っていると判断しているということか。

事務局：小田原市としては、活用に向けてのところで、建物全体としての価値を失わないようにというところで、許容範囲であると考えている。

委員：それは、相当大きいと思う。基本的に確かに登録有形文化財は外観に関して主として守るということで、内部に関しての改築はやっても良いという話だが、それは一般的な話である。今、計画を作るのであれば、本来の使い方や価値を逸脱したものは行わないというのであれば、間仕切りまで全部取ってしまうような改築はやはり認めるべきではないと思う。その一線というのは、この計画の中のどこで読めばよいのか。そして、誰が判断するのか。

事務局：判断は市となる。

委員：市の中の文化政策課か、文化財課なのか。どこが責任を取るのか。

事務局：今回のプロジェクトの所管課としては、文化政策課だが、建物の所有は文化財課としてやってきている。責任の所在は、文化政策課と文化財課の両課となると思う。

委員：少なくとも、現状復旧可能である使い方に留めることが大切だと思う。小田原市が大家なのだから。ここで簡単に言われているが、この使い方を見る限り、かなり手を入れようとしていると思う。増築の部分だけの話ではない。もっと厳しい書き方をしないと何でもできてしまうのではないかと思われてしまうことを心配している。

委員：この図面を改めて見ていると、10年経って現状復帰となった時に、この襖はどうなるのか。

委員：襖どころではない。ここまで席がくるから。どこまで取る気であるのか。この押し入れの中に、ドラえもんではあるまいし、入ってやるわけではないのだから。そうすると、ここまで仕上げをするわけである。

委員：こちらは原形を残すが、ここは残らない。

委員：向こう側は残るが、こちら側はかなり変えてしまう。

委員：10年後、現状復帰ができないのではないか。私はそう思う。

副委員長：その襖の中は押し入れになっているのか。

委員：押し入れになっている。

事務局：押し入れで、こちらのテーブルが入るくらいの広さ、奥行がある。

委員：折角なので、押し入れの中を見せてもらいたい。

委員：この棚を取らない限り、ここには人は入れない。例えば、よくわからないが、テーブルを柱だけを外して、置くことはできない。何か内装しない限りできないから、相当だと思う。

委員：これは実は廊下仕様である。

委員：カウンターを置くことになっている。

委員：仕切りや欄間はどうなるのか。

委員：このような和室をテーブル席のレストランに使うということはあるが、その場合、

建具を戻せば元の間取りに戻るという状態に留めるものだと思う。

事務局：基本的には、今、話をしている通り、実は今まで市が所有していたものを市が委託事業で施設管理を任せていたのである。今回、貸付という形で民間事業者のノウハウを入れてやってもらうということであるが、活用に当たっては、事業者と市の間で協定を結ぶような形になっている。現在は基本的な協定しか結んでいないが、詳細はこれから詰めていくということになる。基本的な条件として、文化財の関係も建築審査会もクリアしなくてはいけない。ある程度、法の枠の中で基本的にできるところということになる。それから、基本的に建物の現状復旧ということが条件になってくると思うが、それについては当然10年経ってある程度期間満了で返却してもらうことになったら、現状復旧が可能などころでの整備に留まるということになると思う。しかし、基本的なことについては、最終的などころで事業者として詳細協定を結ぶことになっている。その辺で、建築のことについてもある程度触れられてくると認識している。

委員：その詳細の計画の協定を結ぶ相手は市の誰か。

事務局：文化政策課が窓口となる。

委員：では、文化財課ではチェックはしないということか。

事務局：当然同じ文化部なので、連携はやるし、基本的に建築のところについては都市部建築指導課が窓口となっている。連携調整はもちろん市として取り組んでいくことになる。

委員：書いておかないととても不安である。70頁の保護の部分に、どの範囲に内部に関しての改造に留めるかというレベルをぜひ書いてもらいたい

事務局：承知した。

委員：それからもう1つ、土塁の話である。33頁だが、ここに図1の4とあり、赤と青の線が入っているが、まず凡例がわからない。赤は計画対象区域とあるが、この計画の対象区域なのか。青の調査対象もわからない。

事務局：こちらの部分については、平成24年の時に作った改修計画策定報告書の計画区域と調査対象区域になっている。今回のこの計画書とは全く関係ないものである。

委員：史跡指定の範囲は赤か青かを教えてほしい。

事務局：史跡指定の範囲は青である。

委員：そうすると、下の部分も入っている。民間の営利目的に使うとすると、例えば、車の駐車場や少なくとも搬出搬入のため、お客様だけでなくこの従業員や運営上車を停めるとい部分が必要となり、今もこの下の方の段の一部のところを使っていると思う。この外構の、特に下の部分に関しては、どこまでやってはいけないとか、何をして良いという規定が全く書いていないと思う。

事務局：今回は、業者に貸し出すのは、この建物と前面の庭の部分だけで、下の駐車場は従業員用等で、お客様には使わせないと聞いている。下の駐車場へ行く通路と駐車場は市との共同管理、土塁の部分に関しては、市の管理となり、管理が分かれる予定である。

委員：それは書いた方良いと思う。

事務局：承知した。

委員：特に車が入るところがあるとすると、土塁の部分のどこまでが接触するのかがわからない。外構の部分としての保護の範囲とどこでどこまでを許すのかということを決めた方が良いと思う。

事務局：承知した。

副委員長：他に意見はあるか。

委員：十数年前に、ここでボランティアが茶会のお手伝いをするということで、利用した。

あの時は、私も見て知っている。お茶を飲むエリアとして使う分には、それほど抵抗はなかった。他の登録有形文化財などでもそのようなことは多々あるので、それはそれで良かった。喫茶程度なら見学にあまり支障はないので、私はその程度に連想した。実際、火を使って、レストラン仕様にして食事をするとなると次元の異なる世界になる。この建造物はそもそもそのようなつもりで作ったものではないし、今日的には文化財的な和風建築として設計されているので、そこを喫茶だけでなく、レストラン仕様にするとなると本来の目的とは違う使い方になってくる。ここが登録有形文化財指定の建物だとお客様に紹介できるのかどうかという問題が生じてくると思う。レストラン仕様になると、ガラッと性格が変わってしまう。この辺はすり合わせが非常に難しいと思う。

委員：これをじっと見ていけばいくほど、問題点が色々出てくる。この部屋のそちらが相当改造されて、畳が板の間になるようである。

委員：その1列が、畳を取るみたいだ。

委員：板の間になって、そこが通路のようになる。襖等はどうなるのか。

委員：外すのだと思う。

委員：そのような既にあったものが、きちんとどこかに活用されるという感じがなく、しまうところもあまりよくわからない。取ったものをどこかに保存でもしておくのか。10年経って元に戻すとなった時に、昔のものがきちんと昔の形に戻れるのか、このようなものを見て思う。あくまでも、重要文化財ではなく、登録有形文化財なので、中をある程度使う、デザインを変えるのは良いのだが、やはり、一旦変えたものが元に戻らないというのが一番、このような文化財の性質として困るのだと思う。そこも含めて、このプランはまだまだ練るといってもいいかもしれないが、協議をして、これは良い悪い、あるいは対応策がきちんと練られていることを確認しないといけな。そうしないと、正直、簡単に良いと言いくらい。新しい部分もそうだし、改造の部分、要はどこをどこまで改造するかということもはっきりさせておいた方が良く思う。私が昔に調査をした頃は、こちらの側のこのあたりの部屋が住まいとして一番大事であるという話になっていたような気がするが、そこら辺が本当にこれでそのような建物の性格を残したものになるのか。少し気になる。

委員：72頁の図面に現況図というのがあり、赤で保存保全部分と青で整備活用部分というのがあるが、今の話を聞いていると、保存保全部分が保存保全になっていない。

これだけ見ると、ここは変えないでトイレの方だけ変える。私はここにまた調理室ができるというのも、この図でなぜそれが出てくるのかと思う。それは、協議でやってほしいということなのだと思うが、この図と今の計画図と飛躍があるように感じる。

委員：確かにある。

委員：逆に言うと、72頁を守ってもらえば良いと思う。そうはいかないと言われるかもしれない。

委員：市は大家だから、所有者だから。

委員：料理レストランだが、どのような料理を出すレストランなのか。どういう性格の料理なのか。

事務局：創作和食料理と聞いている。

委員：このようなところで、焼肉等をされては天井が一発で駄目になる。

委員：そのような感じの料理ではないので、大丈夫である。

委員：このような邸宅の主人は日頃から座敷の保全に気配りをして、料理を考えて出すようにしている。当時としてはせいぜい鍋物やすき焼きが出るくらいが限度であった。それもお客様を呼んだ時だけで済ませるけれど、レストランになると毎日、四六時中となるので、煮物鍋物が続く時は天井や襖周り、壁などの傷み、色々な付着物が付いてしまう恐れがあり、大きな課題が残される。

委員：72頁は市が書いたもので、図面は事業者が書いたものでそのギャップである。

委員：この業者の図で、庭に面したところのテーブルの配置だが、この庭の見方として、ここに座って、庭が見たいところに、そこにテーブルを置かれてしまうと、庭の見方としても台無しになってしまうという気がする。それだけの席数が必要なのかというところもあるが。また、襖の絵等も見ながらの庭の鑑賞になると思う。そうになると、この辺りを大きく可変してしまうのは、この建物の良さと庭の関係というのが大きく変化してしまうと図面を見ると思う。庭から沓脱石に上がって、すぐテーブルというのは、どうなのかと思う。それから、これは、ここに調理室が建つということで、消火設備の計画は何かあるのか。

事務局：この本体自体に消化設備を新しくしつらえることはなく、消化器を多く配置すると聞いている。

委員：そうすると、夜間で誰もいない時に万が一、火が出た時はどうなるのか。

事務局：ここは、警備が入っているので、発報することになる。

委員：あまり色々言うと良くないかもしれないが、昔、ここを調べた時に、感激した1つはガラスだった。このガラスはもう二度とできないガラスである。このガラス戸、今、宮内委員がおっしゃったが、ここにテーブルを置くとすると、ガラス戸のまま置くとは思えない。やはりそうなることを変えるにしても、このガラス戸とガラスはとっておいてほしい。そういうことも考えてほしい。ここだけでなく、あちら側もそうである。要するに、このガラスはある時期の、もう二度とできないガラスで、この建物を作っている訳であるから、それがいつの間にか消えてしまい、

元に戻す時になって、ガラスが新しいものになって、綺麗なガラスになってしまう。それは少し寂しい思いがある。じっとこれを見て、1日、2日考えると、そのような要素がたくさん出てくるはずである。そういう時間を持って、設計者、事業者側にもこのような意図をもってここを使ってほしいと市として言うべきことで、かなり重要な部分であると思う。改造も含めて、少しちゃんと考えないといけないと言いたい。

副委員長：特に本体の方がどれだけ改変を受けるのか。まだ事業者と市の間で上手く詰めができていないというのがこの委員会の結論である。ただ、この委員会で、現状変更の可否を検討するのは、この配られた資料でいうと黄色くなっている部分の現状変更なのである。建物については、たくさん意見が出て、業者と市の方でよく詳細を詰めてほしいというのが、この委員会の結論である。

委員：私は違うと思う。今日の協議は、この冊子の計画の承認だと思っている。

副委員長：それでは、計画については、相当意見が出たので、これらを反映してもらわないと、この原案で丸々承認したという結論ではない。

委員：28の2というペーパーだが、ここで掘削を伴うが盛り土に収まるため史跡には影響はないとあるが、ここは現状変更が問題はないということになっていて、前半が史跡である土塁、後半が建物の清閑亭という章建てであるが、私は、ここは唐突すぎると思う。ここでは清閑亭の説明があり、それから土塁への影響や景観、庭の見え方、それから北庭を中心とするところへの影響等、そういったものが今回の計画は影響が少ないのではないかと。この計画自身は、今回の計画にどうのということではなく、今後使っていくための方針というか。ここだけ文化庁が書けというから、少なくとも影響はないというようなというのは違うのではないかと思います。

委員：話を聞いていると、今書かれている内容が文化財保護の法規制とどう関わってくるかということを手がよくつかんでいない感じである。登録有形文化財になっているからこのような規制があり、このようなことはできないという話は、意匠とかだけでなく、機能の話でも、このような使い方は難しいというような話もされた方が良く思う。好き勝手に使える部屋があるという感じで改修したりするから、そこは少し違うと思う。法規制を明確にして、向こうにそれを理解してもらうことが1つと、あとは、機能の話はどうか、どこまで使えるかという話を、その法規制と併せてやった方が良く思う。だから、基本方針みたいなものをしっかり作って、これならやっても良いが、これ以上のことは難しいという話を示した方が良く思う。そうしないと、向こうも作りづらいと思う。

副委員長：佐藤委員が言った、28の2のところ、現地では地形が改変され、掘削され、平らにされて削平されているところと説明を受けたが、だから、ここに調理室を作ったとしても、新たな破壊は起きないという説明だった。ここには、そのようなニュアンスが全く書かれていない。突然、現在の盛り土層内に収まるというのは、地下遺構があり、さらに上に盛り土があり、地下遺構に及ばないという説明の時もこのように書くから、現地で言ってもらった土塁層の方は掘削されて、今は消えてい

る場所だったら、どこにも出てこないのか。本来の土塁が消滅しているから、ここに建てても影響がない、構わないと書かないのか。これだと地下遺構はまだあるが、盛り土の中に取まるとか、この辺りは説明が成立していないところがたくさんある。もっと丁寧に書かないといけない。自分たちの説明が破綻している。

事務局：只今の件だが、先程現地で説明した削平の關係の記述は、20の3頁の一番上の段落で、ここで記載している。

副委員長：それであれば、ここにももう一度出てもいいのではないか。

委員：取扱基準というものは、こういったことはやってはいけないとか、このような範囲に留めるとかということだと思う。その基準と今回の計画での整合性は、少なくとも項目を分けた方が良くと思う。基準の中にこれが入ってしまっていると、結果ありきというように読めてしまう。先に結論ありきでこの基準を決めていると見えてしまう。それはまた別に分けた方が良く思う。

事務局：計画とは別にとということか。

委員：取扱基準は、基準で明記してもらい、活用に当たっての活用計画との整合性は分けた方が良く思う。

事務局：承知した。

副委員長：これ自体を承認しないと、これに基づくこれが承認できないのではないか。入れ子状態となっている。まだ文化庁とは協議中なのか。文化庁の条件としては、この委員会で清閑亭土塁に関する保存活用についてのガイドラインを決めてくれと言われている。ところが、今、随分色々な矛盾があり、詰めが甘い。それから、一番顕著なのが、市が考えている72頁の案とこれと整合性がないという意見が出たので、計画を私の印象としてはすぐに了承するわけにはいかない。ということは、計画図を了承した上で、計画案が承認できるかといえば、それも成立しない。たぶんこの資料をものすごく急いで一生懸命に作ったのだと思う。だから文化財の人と建造物の人と文化政策課の人たちが、十分に摺合せ、読合せをして、矛盾点がないようにすることである。それから、もう1つ、これを作って、詳細に協議していくのであれば、72頁を絶対に守らなくてはいけない。譲れないガイドラインと合致するものがでてこないことにはどうしようもないので、この資料の精度をあげる必要がある。先程色々な意見が出たが、それらを全部矛盾なく含まれているように再度精査して作り直してもらいたい。更に民間事業者とこの現状変更の原案がこの資料とマッチングするように調整して直してもらった上で、もう一度委員会にかけないと、これで承認しましたとはできない。私見を述べたい。那覇市の首里城が焼けてしまったが、文化財の立場が強く、防火設備が全然駄目だった。煙感知器も付けていなかったはずである。これからは、煙感知器等はたくさん付けないといけない。特に夜間は無人になるので、いくら警備・セキュリティシステムをしても、火が出てから警備保障会社が来ても止められない。そういうことから、この調理室の防火の仕方等、これ全体の火災報知器、設備の面等、詳細を詰めてくれないと了承したとは言えない。たくさんの人たちが出入りするに個人住宅を使った場合、電

気の使用量が増え、アンペア数も上がると思う。その辺り、火災報知器を必要などころ全てに配置することは、建造物を守るためには必要なことである。登録有形文化財でなく、重要文化財とされている建造物には、火災報知器の設置基準が厳しくあるのかもしれない。幸い登録有形文化財なので、火災報知器設置等の防火対策、一番怖いのは漏電であり、それらを防止する設備は付けた方が良くと思う。どこかで配電盤等で管理するなら、シェルフにブレーカーを付けなくてはいけない。ざっと聞いていて、防火対策については、甘い考えだという感じがする。

委員：防火は大事である。それから空調はどうするのか。

事務局：空調については、前に改修した際のものを使う予定である。この中に空調が2つ入っており、動いている。

委員：これで十分だということか。

副委員長：レストランを開店している時は、開け放つのか。空調が十分であるかどうか、その辺りも調べておいた方が良い。夏の小田原は結構暑いのではないか。

委員：ここは、暑いと思う。

副委員長：空調やクーラーはどうなるのか。私の台本には、現状変更については概ね了承して、あとは文化庁と調整してほしいと書いてあるが、今日の結論は、これについては、もう一度書き改めて、それを踏まえた上で事業者と協議した内容を出してもらう。間に合うか。

事務局：やるしかない。

事務局：本日の会議で出た様々なご意見を基本的にはこちらに書き込み、基本的な方針を定めるのは、こちらなので決めていく。それに則り、こちらは事業者の方から出るものなので、事業者と話し合い、先程の72頁のところについて、先程、小沢委員からのご意見のように、これを本当に外してしまうのか等の話は詰めていく必要がある。委員会としては、今、建物の形、特に赤の部分を極力残す。青い部分については、多少の変更をすることになる。こちらの図面は、私たちが書いたものではないから、これが出てくる段階の前で、一度、今日のご意見を摺合せていく。そのようにやってもらいたいと思う。また、佐藤委員や小沢委員からいただいた取扱基準のところは、項を分ける、または最後のところに付けるような形を考えている。そのような申請をなるべく早く一度やらせてもらい、それをお送りして、それをどこでかけるかということがある。私たちとしても、なるべく早くやっつけていかないといけない案件であるため、ご指導いただきながら進めていきたいと考えている。今日のご意見を反映すべく、努力させていただきたい。

副委員長：最初の議事進行をこのまま続けたいと思う。

副委員長：用事がある場合、中座してもらいたい。

委員：これを清閑亭の活用の報告書として出すのであれば、1つ付け加えたいことがある。ここには若干植栽のことについても触れてあり、文化財の土塁保護を主とするということと、庭園周りの植栽管理のことが見られるが、これはこれで良いと思う。私としては、玄関前の植栽の体裁が、甚だ崩れていることが前々から気になっていた。

報告書では数寄屋造りの玄関とされているが、このような入口、エントランスにこれほどのクスノキの巨木を置くことは決してありえない。いつの時点かで何か別次元の動機があつて楠を植えてしまい、今では説明のつかない異質な玄関先景観になってしまった。このような姿を数寄屋造りの玄関先として見せることは恥ずかしい。できるだけ早い機会にクスノキの巨木は除去して、玄関周りの植栽を数寄屋造りの仕様に見合った姿に再整備する意向を明示しておいた方が良いと思う。専門の方がおられるのに先走った発言で申し訳ないが、専門家のご意見を賜りたい。

委員：私も大きすぎると思う。

委員：以前何人かの委員の方には話してきたが、この機会に対応しておかないといけないと思った。これも専門家の意見を聞きながら、検討材料としてまとめてほしい。

委員：裏の庭も何とかしてほしい。

委員：全体的に建物周りの植栽のあり方、屋敷にふさわしい形で再整備していくということかと思う。

委員：何か良い案を出してほしいという感じである。

副委員長：相応しくない樹木もあるということか。

委員：そうである。スダジイ、クスノキが大きくなってきて、薄暗くなっているところがあるから、表だけでなく、裏の方も考えてほしい。玄関前のクスノキはどうしたものか。クスノキを切るにしてももう一度、きちんと確認してからの方がよい。何か由緒等あるわけではないのか。

事務局：聞いてはない。

委員：いつの間にかに大きくなってしまったというものだと思う。そのような場合、いつかの段階で、伐採というか、玄関周りの植栽計画をきちんと立てていく必要がある。

委員：今回増築をする部分に関してだが、トイレの増築がほぼ今のこのラインと面一で納める形になっているが、庭から眺めた時に増築の部分が見えない方が良いと思う。今のままだと見切れないため、せめてあと半間でも引っ込めた方が新築部分は目に入らない。外から使うトイレとして作っているようだから、小さくすることは可能ではないかと思う。少なくとも庭から見た時に、新築部分が見えない、見切れる範囲で増築してほしい。

副委員長：庭から入れるトイレというのは、それほど大きくなくても良いのか。

委員：そうである。基本的には、内部は公開がなく、全面レストランの使用となる。庭だけを公開する時がある。

副委員長：庭だけは無料で入ることができるのか。

事務局：無料で入ることができる。

副委員長：資料のどこに書いてあるのか。

委員：まだ分からないし、これには書けないと思う。

事務局：書けない。業者がここで営業した時にということになる。

副委員長：そうなると、レストランの利用者しか庭に入れないことになるのか。

委員：今は公開をする予定があるのか。

事務局：業者と調整が必要となる。

副委員長：庭を見せれば客も増えると思う。

委員：基本的に次の10年の時に、またもう一度民間活用提案をされる時の基本になっていくものだから、これは完璧に作らなければならない。だから文化庁も作れというのだと思う。そこには公開の範囲等を入れることはできないが、ラインとしてここは守ってもらいたいということだけを計画には載せなくてはいけない。次の10年の時に、公開はしないという業者であれば、それはプロポーザルで落とすということになると思う。

副委員長：たくさんの注文が出て、修正が大変かと思うが、今日ここで説明された私たちの頭が大変である。

他に質疑なし。不承認。

(2) 報告事項 ア 令和4年度御用米曲輪の整備について(資料2)

事務局：資料2に基づき説明

令和4年度御用米曲輪の整備について説明をする。報告事項 ア 令和4年度御用米曲輪の修景整備工事について資料2の工事概要を見てもらいたい。資料に示したものは、今年度に工事を実施する工事内容の項目になる。工事は10月13日付で市内業者である菊原建設と契約を行い、現在は工程の確認や材料の確認等準備工を行っている。併せて工事監理業務として、10月12日付で文化財保存計画協会と契約を行い、工事開始に向けた打合せを進めている。工事の内容については、前回の5月に概要を示したが、発注の項目で詳細に決まったところを資料に示した。赤枠で示した範囲が保護盛土の範囲になる。敷地の奥に設置する瓦積塀の周囲と曲輪への出入り口となる北側の切通部分に盛土を行うものとなる。土砂搬入のダンパーカーが曲輪内に入り出すため、浅いところに位置する蔵跡の基礎等の遺構に抵触することがないように、影響を与えないように動線には鉄板を敷いてもらう等注意を払う。敷地奥の紫色の網掛け部分が瓦積塀を伴う空間として、発掘された状態のまま瓦積塀の姿をレプリカで再現するものになる。前回の委員会で佐藤委員より瓦積塀の空間を折角作るのであるから、立ち入ったり、近寄ったりできるような工夫をというご意見をいただいた。そこで、塀の間には発掘の所見として同様に砂利を敷く予定だが、見学者が踏み歩いても砂利が埋まったり、流れたりすることがないように下地を固める等工夫を行いたいと思っている。樹木については、瓦積塀にかかる位置にサクラの枝が伸びている状況なので、剪定を行う。ケヤキは瓦積塀の頭上に位置し、急斜面に生えていることから安全管理のために根を残し伐採する。地被植物については、瓦積塀の奥の斜面に土砂流失防止のため狭い範囲ではあるが今年も植え付けする予定である。また、排水設備として、北西土塁の裾に集水升3基と排水管敷設を行う。切通正面には、横断側溝でまたぎ、これまでに敷設してきた排水管と接続することで機能する予定である。いずれにしても、こちらの工事は保護盛土内の掘削に留まる設計高にしてある。工事の際に職員が立ち会う予定

であり、遺構保護に努める。土塁の断面表示については、発掘調査で記録した北西土塁の土層堆積図を切通の壁に表現するもので、その構図を説明する解説板も設置する予定としている。車止めポールは、管理用車両が出入りするために設置するもので、着脱式のものである。路面舗装は、切通部分の底が現在碎石になっている。設計高まで嵩上げするとともに、コンクリート系の舗装で行う予定である。仮設物の撤去は、茶色の三角に示した範囲が現在の沿路と土塁の隙間に仮囲いで囲われている範囲があり、そちらの撤去を行う予定である。次に防犯カメラの設置ですが、令和2年に住吉橋で油がまかれる被害があったことから、防犯のために設置をするものである。切通からの人の出入りを記録するためのものである。以上が現在予定している工事内容である。工事後の公開に向けて、赤枠の盛土範囲を簡易舗装し、外周に未整備部分と区画するようなロープ柵の設置を検討してきたが、文化庁との協議が整わなかったことから、安全対策を今年度工事完了までに整うことができないため、公開については年度末に工事が完了して公開するのではなく、タイミングについては今後検討していく。なお、安全確保ができる部分については、できるだけ進めていきたいと考えているため、切通の南側、南端に防犯カメラを設置する位置の辺りから仮設のフェンスを設置する予定である。そこに土塁の断面表示だけは見えるような形で公開していきたいと思う。以上が令和4年度御用米曲輪の修景整備工事の内容である。

質疑

委員：地被植物の植栽というのは、植物は何になるのか。

事務局：コグマザザである。

他に質疑なし。

イ 戦国期の遺構検討会の検討状況について（資料3）

事務局：資料3に基づいて説明

資料に示したものがこれまでに部会で検討してきた項目と今後予定している内容になる。部会は年5回の開催を予定し、これまでに4回実施した。今年度最後の部会は、年明けの令和5年1月31日に予定している。第1回では基本設計時の検討の内容やこれまでの発掘調査成果について事務局から部会員に説明する場とした。第2回は過去の発掘調査の成果や地中レーダー探査の成果を部会に提示するとともに、遺構で使用されている景石や石組遺構等に使用されている石材の説明を行った。その中で、整備手法として露出展示に耐えうるものなのか、現在地中に埋め戻されている遺構がどのような環境下にあるのか等の把握が必要であるという部会からの指摘を受けた。これを受けて第3回では具体的な環境調査や土壌調査方法の検討を行い、10月26日付で文化財保存活用研究所という民間の調査会社に環境調査等の業務委託の契約を行い、現在測定作業に入っている。測定は、単年度では極端な気象条件を拾う可能性があるということで、2年間行うことにし、令和6年末まで

予定している。発掘調査については、過去の発掘調査の成果だけでは戦国期の館跡の評価が定まらず、整備に反映することが難しいことから、追加の発掘調査を行う方向で調査を進めている。その中で、発掘調査を限定するために、地中レーダー探査、掘らずに地中の遺構の様子を確認するような手法を用いた調査を今年度から行い、地下遺構の広がり等を確認しながら調査範囲とその方法の検討を進めている状況である。それから、1番下の小峯畑下段整備の検討という項目については、史跡小田原城跡の第13次指定として追加指定された小峯畑下段服部孝太郎邸跡第Ⅱ地点ということで、郷土文化館で委員会を開催した時、資料で説明したことがあったが、令和5年度に実施設計を策定する方向で文化庁と協議を進めている。調査官より戦国期検討部会があるのだから部会でも意見を伺うようにと指示を受け、9月に小和田委員長と伊藤副委員長に相談し、第4回の部会より検討を開始したものになる。第4回では発掘調査の状況を説明したところでスタートした。その他、植栽の検討や文献調査等の検討を進めている状況にある。以上が今年度、部会で検討している状況の報告である。

質疑
なし

ウ 台風14号による史跡被害及び対応について（資料4）

事務局：資料4に基づいて説明。

今年9月に日本列島を襲った台風14号は各地に被害をもたらした。本市においても史跡に関する被害が発生している。1枚目の地図の①、②、③と大きく3箇所です。①は城址公園内の子ども遊園地南側に位置する堀切の場所である。次の頁の上の写真だが、幅12.5m、高さ10mにわたり、崩落する様子がわかるかと思う。崩落した土砂は、法面に堆積していた表土が崩落したものと考えている。②は、小峯御鐘ノ台大堀切西堀北側法面が崩落した。2枚目の下の写真である。幅13m、高さ4.5mにわたり崩落した。崩落した土砂は既存宅地に伴う現在の石積造成地であり、土塁や堀の毀損はなかった。3頁の③の写真は、史跡石垣山井戸曲輪内で落石があった様子である。右下の赤い点線で丸が囲ってあるが、この石が左上の木の根元から落ちてきたと考えられる。①、②については、それぞれ安全性の確保に努めて、来年度に向け復旧にかかる予算要求を行っている。③の石垣山の転石については、見学者の園路上に落ちてきたもので、現在はこれを園路の端に寄せ、見学者の妨げにならないようにしている。

質疑
なし

次回会議について

事務局：それでは、次回、第3回については、今日いただいた意見を反映していきたいと考えているため、何月とは今は言えないが、できるだけ早く開催したい。本日を受けて、私たちも改めて確認したい。日程の案をご提示したい。